

平成29年（行ウ）第10号

普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為の差止請求事件

原告 沖縄県

被告 国

求釈明申立書

平成29年9月26日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 宮 國 英 男

弁護士 松 永 和 宏

弁護士 仲 西 孝 浩

弁護士 加 藤 裕

原告指定代理人

沖縄県知事公室

知事公室長 謝 花 喜一郎

基地対策統括監 池 田 竹 州

辺野古新基地建設問題対策課

課 長 多良間 一 弘

副参事 城 間 正 彦

副参事 田 代 寛 幸

班 長 新 垣 耕

主 幹 神 元 愛

主 査 知 念 敦

主 査 山 城 智 一

主 任 山 城 正 也

主 任 川 満 健太郎

主 事 大 城 和華子

沖縄県農林水産部

部 長 島 尻 勝 広

農漁村基盤統括監 仲 村 剛

参 事 新 里 勝 也

水産課

課 長 平安名 盛 正

班 長 七 條 裕 蔵

主任技師 岸 本 和 雄

主 査 登野盛 真 一

沖繩県土木建築部海岸防災課

副参事	普天間 朝 好
班 長	中 村 猛
主 任	當 銘 勇 太
主 任	矢 野 慎太郎

沖繩県環境部環境政策課

班 長	知 念 宏 忠
主任技師	愛 甲 俊 郎
主 任	知 名 光太郎
主 任	崎 枝 正 輝
主 任	神 谷 大二郎
主 任	具志堅 洋 介

被告は、答弁書の第3、1(2)(9頁10行目～11頁7行目)において漁業法ないし漁業権に関する主張をしているが、反論の対象である被告の主張を特定・確認するため、以下のとおり、釈明を求める。

- 1 原告は、「漁業権の内容は免許で定められる」と理解しているが、被告の見解も同じであると理解してよいか。
- 2 原告は、「漁業権の内容は、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁場時期等の要素で構成される」¹（金田禎之編著『解説判例漁業六法』45頁）と理解しているが、漁業権の内容を構成する要素について、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。
- 3 原告は、漁業法^{文末注1}22条にいう漁業権の「変更」の意義について、「漁業権の同一性を失わないでその内容を構成する要素、すなわち漁業区域、漁業種類等を変えること」（水産庁経済課編『漁業制度の改革 新漁業法条文解説』525頁）と理解しているが、「変更」の意義について、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。
- 4 原告は、1～3の理解を前提に、『「漁業権の同一性を失わないで漁場の区域を変えること』は、漁業法22条にいう漁業権の『変更』に該当する」と理解しているが、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。

¹水産庁経済課編『漁業制度の改革 新漁業法条文解説』465頁は、「漁業権の内容は、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期、主たる漁獲物、存続期間の五要素で構成される」としている。

- 5 原告は、「漁場を縮小する場合」、「漁期を短縮する場合」、「漁業の種類を削除する場合」のいずれについても、漁業法 22 条の変更免許の対象となる」（昭和 27 年水産庁漁政部長「漁業法第二十二條の事務取扱上の解釈について」^{文末注ii}参照）と理解しているが、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。
- 6 原告は、「漁場計画において、免許すべき漁業権の内容（漁業種類、漁場の位置及び区域、漁場時期等）が定められる」（漁業法 11 条 1 項）²と理解しているが、被告の見解も同じであると理解してよいか。
- 7 原告は、「漁場計画により定められ公示された免許すべき漁業権の内容（漁業種類、漁場の位置及び区域、漁場時期等）と異なる内容の免許をすることはできない」（漁業法 13 条 1 項 2 号）と理解しているが、被告の見解も同じであると理解してよいか。
- 8 原告は、「漁場計画（免許内容等の事前決定）とは、水面全体の総合的利用の見地から漁業生産力を維持発展させるために、いかに漁場を利用すべきかという計画のことをいう」（金田禎之編著『解説判例漁業六法』16 頁）と理解しているが、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。

²水産庁経済課編『漁業制度の改革 新漁業法条文解説』410 頁は、「漁場計画で定めるのは、免許すべき漁業権の内容—漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期等—である」としている。

9 答弁書の第3・1において被告が引用する福岡高裁昭和48年10月19日判決は、『漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させる』というのが、とりもなおさず広義の漁業調整上の必要をいうものと解される」とした上で、「(漁業法) 二二条二項においては、右説示したごとき、広義の漁業調整上の見地からする顧慮については、格別規定していないものといわざるを得ない」としている。また、答弁書の第3・1において被告が引用する仙台高裁昭和63年3月28日判決は、「変更免許に際し、漁場計画の樹立が法律上要求されているものとも認められない」としている。

原告は、「漁業法22条3項は、同法13条を準用しているから、同法13条1項2号の規定上、漁業権の変更をする場合には、漁場計画を見直し、同法11条1項の規定に基づきこれを事前に決定の上公示しなければならない」³と理解しているが、被告は同様の見解か、それとも、被告の見解は異なるのか。

³ 地方自治法245条の4第1項に基づく技術的助言として発せられた平成24年6月8日付け24水管第684号「漁場計画の樹立について」水産庁長官は、「法第22条の漁業権の変更について 漁業権の変更をする場合には、法第22条第3項において準用する法第13条第1項第2号の規定上、漁場計画を見直し、法第11条第1項の規定に基づきこれを事前に決定の上公示しなければなりません。」としている。

i 漁業法条文(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用し、もつて漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(漁業の免許)

第十条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

(免許の内容等の事前決定)

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

第十三条 左の各号の一に該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

二 第十一条第五項の規定により公示した漁業の免許の内容と異なる申請があつた場合

第二十二条 漁業権を分割し、又は変更しようとするときは、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

2 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、前項の免許をしてはならない。

3 第一項の場合においては、第十二条（海区漁業調整委員会への諮問）及び第十三条（免許をしない場合）の規定を準用する。

ii 昭和二十七年一〇月二日付二七水七九〇二号「漁業法第二十二条の事務取扱上の解釈について」水産庁漁政部長通知

一 共同漁業権

イ 漁場の変更

(A) 漁場を拡張する場合

当初の漁場計画の際の測量の誤り等の理由で止むを得ず 漁場を拡張する場合、その漁業権の本質が変わらず、かつ、他の漁業に影響を

及ぼさない程度の拡張ならば、法第二十二条の変更として処理することは差し支えないが、拡張の範囲が相当大きくなると近隣の漁業にも影響を及ぼすことは必至であるから、このような場合には法第二十二条で処理せず、新規計画として処理すべきである。

(B) 漁場を縮小する場合

他漁業と関係がないものと考えられるから法第二十二条の変更手続きでよい。

ロ 漁業種類の変更

(A) 追加する場合

他種の漁業の追加（例えば、現在第二種の漁業がない漁業種に小型定置網漁業等の第二種の漁業を追加する場合）は勿論同種の漁業の追加（例えば、現在第三種の内容に地びき網漁業を含んでいる漁業権に船びき網を追加する場合）も変更ではなく、新規免許として取扱うべきである。

(B) 削除する場合

申請者からの申出による場合、法第二十二条の変更手続きでよい。

ハ 漁期の変更

計画が誤っていた場合は漁期を動かすということも考えられるがこのうち、漁期を短縮する場合は法第二十二条の手続を踏めばよいが、延長する場合は、新規免許と同様法第十一条により行うべきである。